

高等教育の修学支援制度

～「授業料等減免」及び「給付奨学金」について～

愛知工科大学・愛知工科大学自動車短期大学

1. 高等教育修学支援制度とは？

2020年度から開始された国の新しい支援制度で、経済的理由で大学進学や学びの継続を諦めることの無いよう、

- ▶ 1. 授業料と入学金の免除または減額(授業料等減免)
- ▶ 2. 給付型奨学金の支給

の2つの支援からなる、学修意欲のある学生を支援する制度です。

★支援対象者★

- ・ 世帯収入や資産の要件を満たしていること
- ・ 学ぶ意欲のある学生であること

世帯収入の要件の確認は、以下のサイトからご確認ください。

日本学生支援機構 進学資金シュミレーター

<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>

2.月々の給付金額

採用された区分や通学形態により給付月額が異なります。

採用区分	自宅外通学	自宅通学
第Ⅰ区分	75,800円	38,300円
第Ⅱ区分	50,600円	25,600円
第Ⅲ区分	25,300円	12,800円

※自宅外通学の月額は、証明書類を提出し、審査の後決定されます。審査の結果が出るまでは、自宅通学の月額での振込となり、審査後、遡って自宅外通学の月額が振込されることとなります。

3.減免額について

採用された区分や学年により減免額は異なります。

採用区分	授業料	入学金
第Ⅰ区分	700,000円	260,000円
第Ⅱ区分	466,700円	173,400円
第Ⅲ区分	233,400円	86,700円

※上記金額は目安です。実際の減免額は別途通知いたします。

4. 支援区分の見直しと適格認定

毎年10月頃、JASSOにおいて前年度の所得状況により支援区分の見直しが行われます。その結果により、10月以降の1年間の授業料減免額や給付月額が変更となる可能性があります。

また、所得が基準を超える場合は1年間「停止」となり、翌年度の支援区分の見直し結果により、引き続き「停止」又は「復活」となります。

そのほか、大学の学生は毎年3月、短大の学生は9月と3月に学業成績による適格認定が行われ、以下のように分類されます。

「継続」・・・翌年度も継続して支援対象となる

「警告」・・・継続はされるが、次回の適格認定時において連続して警告となった場合「廃止」となる

「廃止」・・・翌年度から支給されません

5.適格認定における学業成績の基準

適格認定における学業成績の基準は以下のとおりです。

区分	学業成績の基準
廃止	<ul style="list-style-type: none">・修業年限で卒業ができないことが確定した場合・修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下である場合・履修科目の授業への出席率が5割以下であること。その他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められる場合・警告の区分に該当する学業成績に連続して該当する場合
警告	<ul style="list-style-type: none">・修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下である場合 (廃止の区分に該当するものを除く)・GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属する場合・履修科目の授業への出席率が8割以下であること。その他の学修意欲が低い状況にあると認められる場合 (廃止の区分に該当するものを除く)
継続	「廃止」、「警告」以外の場合

※「廃止」の認定を受けた者が再度給付奨学金の申込をすることはできません。

また、「廃止」の判定の場合、学業成績が著しく不良であり、災害、傷病、その他やむを得ない事由がない場合は、支給済みの奨学金を返還する必要があります。

6.申請手続きについて

高等教育の修学支援制度の申請方法は2つあります。

★予約採用者(高校在学中に申請)★

・12月中に日本学生支援機構から「採用候補者決定通知書」が自宅宛てに届きますので、入学後に行うオリエンテーションの中で開催する、「予約採用者向け奨学金説明会」に必ず出席し、**「採用候補者決定通知書」を提出してください。**説明会出席後は、所定の手続き方法に従い申請をしていただきます。期限までに必要な手続きをしなかった場合、採用候補者としては申請できず(予約採用者としての身分取消)、新規採用者として再度申請をする必要があります。

★新規採用者(大学入学後に申請)★

入学後に行うオリエンテーションの中で開催する「新規採用者向け奨学金説明会」に出席し、所定の手続き方法に従い申請をしてください。その後、大学にて学業成績の選考及び、日本学生支援機構にて収入の選考を行い、採用が決定します。

7.授業料の納入及び還付時期について

本学では、入学後に必要な手続きを行った者に対し、授業料等の還付を行います。還付時期については、前期は9月頃、後期は毎月還付を行う予定です。

※授業料等の全額納付が完了するまで還付は行われませんのでご了承ください。

前期授業料等は各試験区分における「1次手続き締切日(入学金)」「2次手続き締切日(入学金以外の授業料等)」までに、後期は毎年10月27日までに全額納付いただきます。

※前期・後期いずれにおいても、所定の期日までに納入が困難な場合は、授業料等の延納・分納を願い出ることが出来ます。希望する者は、下記の問い合わせ先に申し出てください。

★問い合わせ先★

- ・ 前期授業料等を延納・分納したい場合・・・入試広報課
- ・ 後期授業料等を延納・分納したい場合・・・会計課